

# 稚内市子ども支援指針

(改訂版)

平成25年4月

稚内市教育委員会

## 目 次

1 改訂にあたって	1
学校と地域・関係機関との連携を一層強めるために！	
2 これまでの取組と課題	1
3 子ども支援のシステム	2
(1) 学校での対応	2
(2) 学校と教育委員会での対応（第1次支援システム）	2
(3) 関係機関連携による対応（第2次支援システム）	3
4 サポートチームの組織化等	4
(1) サポートチームの組織化	4
(2) サポートチームの活動	4
5 個人情報保護と秘密保持の徹底	4
6 特別な教育的ニーズのある子ども支援（特別支援教育に向けて）	5
7 虐待が疑われる場合の迅速な対応について	5
8 おわりに	6
学校と地域・関係機関との連携を一層強めるために！	

平成16年10月 策定  
平成23年 1月 改訂  
平成25年 4月 改訂

## 1 改訂にあたって

学校と地域・関係機関との連携を一層強めるために！

児童生徒の問題行動や不登校への対策を考える上で、その要因や背景と最初に問題行動や不登校を引き起こすことになった直接のきっかけ等を整理するとともに、その対応にあたっては、児童生徒やその保護者に配慮した上で、効果的な対策を講じることが求められております。

特に、不登校は、「学校に行きたいけれども行けない」等の心の問題としてとらえることが多いが、「遊び・非行」による怠学のほかに、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）等による不適応、病気、虐待等を要因としたものも含まれ、不登校対策はそれらの多様な実態を視野に入れたものでなければなりません。

そのため、関係機関が児童生徒一人ひとりの問題行動や不登校に対応した支援を行う「サポートチーム」を組織し、共通目的のもとで、それぞれの機能等に基づいた対応が重要であります。

従って、これまで以上に学校、関係機関・団体、家庭、地域の連携を強化し、学校及び家庭での取組みに適切な指導・助言（支援）を行うため、平成16年10月に策定した「稚内市子ども支援指針」を改訂するものであります。

## 2 これまでの取組と課題

本市では、これまで子どもの健やかな成長を願って、家庭、学校、地域が一体となって、子育て運動を展開してきました。そして、問題を抱える児童生徒には、子育て運動をベースに様々な対応を行ってきたところです。

全道各市に先駆けて教育委員会に「こども課」を設置し、子ども支援や家庭支援を展開するとともに、不登校対策においては、適応指導教室（つばさ学級）の設置や問題行動に対応するため、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し相談体制の充実を図っております。

さらに、子育て、子どもの行動、いじめ、不登校等についての教育相談体制を強化するため、稚内市教育相談所を設置するとともに、児童問題に関係する機関・団体で「稚内市児童問題連絡会」を設置し、要保護児童に関する問題解決を迅速に進めるため、専門職員による「合同ケース検討会」を行ってきました。

また、平成20年度からは、スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、児童生徒一人ひとりに対し、きめ細かな支援を行っております。

なお、最近の特徴としては、「養育問題や家庭内不和、生活習慣・学習習慣の欠如」など、「家庭の孤立化」や「保護能力の低下」が問題となっております。

こうした状況を踏まえ、「学校での対応」、「学校と教育委員会での対応」、「関係機関との連携による対応」の3つの柱をもとに、それぞれの対応においてサポートチームの組織化を図り、問題を解決していくことが求められています。

### 3 子ども支援のシステム

#### (1) 学校での対応

問題行動や不登校の初期段階における対応は、家庭や学校で行われます。学校においては、学級担任だけに任せるだけでなく、学年や学校全体で対応することが重要となります。

そのためには、各学校の「生徒指導方針」を見直し、管理職のリーダーシップによる、下記の取り組みが必要となります。

- ① 担任だけに任せないで、学年、管理職などによる「校内サポートチーム」を組織すること。
- ② 「連絡なき欠席」は即日対応を絶対条件とする。また、不登校期間が3日連続し、それまでの対応・対策を経ても解決しない場合、早期に学校教育課に連絡すること。
- ③ 保護者への支援の姿勢を明確にし、十分なコミュニケーションを図るとともに、学校毎に保護者や地域による「地域支援ネットワーク」の構築を図ること。
- ④ 問題行動や不登校の心理を理解するために、日常的に受容と共感をベースに「子ども理解」を共有化する研修、ケース検討会などの機会を校内に設けること。
- ⑤ 「生徒指導方針」により、管理職を中心とした連携体制の整備と教職員間における共通理解の徹底を図ること。
- ⑥ 学校教育課や教育相談所、適応指導教室、こども課、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、心の教室相談員など関係機関や関係者と連携しながら支援対策に取り組むこと。

学校においては、当該問題行動や不登校について教職員や「地域支援ネットワーク」で対応するとともに教育委員会や警察、児童相談所をはじめとする関係機関等と協力し、迅速に問題解決に努めることが重要です。

#### (2) 学校と教育委員会での対応（第1次支援システム）

##### ① 学校教育課及び教育相談所での対応

ア. 学校教育課及び教育相談所は、学校の総合的な窓口として、通報を受けた時点で庁内関係課との連携を図り、コーディネートを発揮し、学校や保護者とともに児童生徒への具体的な支援策を検討し、常設の教育相談スタッフ会議（サポートチーム）を開催する。

イ. 特別な教育的ニーズのある子どもへの支援は、学校教育課及び教育相談所が中心となり、学校、適応指導教室との連携による対応を行い、学校支援策の作成や児童生徒及び保護者への個別支援を行うこと。

##### ② こども課及び社会教育課での対応

ア. 民生児童委員による居住地区保護者からの相談、市立稚内病院での医療相談、健康推進課での健康相談、社会福祉課によるケースワークでの相談、保護司による保護観察活動での相談、人権擁護委員による人権相談、家庭からの直接的な相談の中で、問題行動や不登校の相談及び情報提供があった場合は、こども課が対応すること。

イ. こども課は、学校、学校教育課及び教育相談所と連携を図り、早期解決に向けて速やかな対応を行うこと。

ウ. 社会教育課は、子ども安全育成センター幹事会及び指導員からの情報を的確に分析し、学校及び学校教育課・教育相談所と連携を図ること。

### ③ 第2次支援システムへの移行

次のケースによる問題行動や不登校が発生又は予想される場合、個人情報保護の徹底を図りながら、学校、家庭、関係機関での経過など、学校と教育委員会が入手した情報を分析しながら「第2次支援システム」への移行を検討する。

ア. 保護者の生活や養護事情により問題解決に困難さがある。

イ. 知的障害や精神疾患等により問題解決に困難さがある。

ウ. 家庭内暴力により問題解決に困難さがある。

エ. 虐待の疑いにより問題解決に困難さがある。

### ④ 連携機関による日常的な対応策

子ども支援、家庭支援、学校支援を具体的に進めるため、「教育相談スタッフ会議・教育相談プロジェクト会議」を開催し、継続的な対応策を協議すること。

## (3) 関係機関連携による対応（第2次支援システム）

第1次支援システムでの③でのケースにより問題行動や不登校が発生又は予想される場合、第1次支援システムでの対応策を継続しつつ、状況に応じて次の検討を行うこと。

① 医療的な関わりによる場合、市立稚内病院医療支援相談室を中心に保護者への助言を行うこと。

② 虐待など児童福祉法上の検討が必要な場合、こども課や児童相談所が中心となり、家庭支援、児童養護施設活用、児童相談所での一時保護等の視点から対応策を検討すること。

③ それぞれの対応においては、子ども支援、家庭支援、学校支援、関連制度の活用を基本に、第1次の関係者による継続的な支援対策を図りつつ、学校での視点、適応指導教室の視点、児童福祉の視点、民生委員の視点、他関係機関の視点により問題を整理し、総合的な個別対策を行うこと。

④ 学校生活、家庭の困難状況、関連制度の活用、医療・福祉問題等から子ども支援、家庭支援、学校支援の対策が必要な場合、「合同ケース検討会」（拡大サポートチーム）を開催する。

児童生徒の問題行動や不登校の背景には、学校、家庭、地域における様々な要因が複合的に結びついています。問題行動や不登校を未然に防止し、児童生徒への適時・適切な対応を行うためには、関係機関等と日常的に連携して多様な取り組みを行うことが必要であります。

#### 4 サポートチームの組織化等

##### (1) サポートチームの組織化

どんな状況で問題行動や不登校になったのか見極めながら、メンバーの選定と役割分担を明確にするとともに、サポートチームの「連携調整役（コーディネーター）」を決定し、サポートチームの役割分担や具体的行動計画と責任を明確にし、多面的・総合的な機能を発揮するようにします。

- ① 校内及び地域人材を活用しての「校内サポートチーム」の編成
- ② 学校からの連絡要請による第1次支援システムの「サポートチーム」の編成
- ③ 関係機関による第2次支援システムの「拡大サポートチーム」の編成

##### (2) サポートチームの活動

- ① 支援目標の設定と支援計画の作成
- ② 活動記録の作成と適切な保管
- ③ 目標の達成状況についての計画的な評価の実施
- ④ 目標の再設定・終結
- ⑤ 個人情報保護への配慮と秘密保持の徹底

#### 5 個人情報保護と秘密保持の徹底

問題行動や不登校、特別な教育的ニーズのある児童生徒への対応については、情報の共有が必要です。

個人情報保護の観点からは、メンバー間における共通認識の維持に最低限必要な情報、例えば、児童生徒の状況や事例の理解に必要な範囲の情報に限定することが適当であります。特に、地域の人材がサポートチームのメンバーとなっている場合は、当該児童生徒やその保護者が同じ地域の住民に自分たちの個人情報が知られることに不安を抱き、問題解決を困難にさせる場合もあります。

また、内容によっては、情報を共有するメンバーの範囲も限定する必要があり、例えば、当該児童生徒の行動が犯罪行為に当たる場合などは、情報共有の範囲を関係者に絞る必要があります。

サポートチーム等における個人情報の扱いについては、稚内市における情報公開条例や個人情報保護条例の対象となることから、教育委員会と緊密な連絡をとりつつ、共通認識を持つことが必要であります。

- ① 個人情報保護の観点からサポートチームのメンバー間で共有する情報は、共通認識を図る上で必要な範囲に限定することが適当であります。
- ② 必要な範囲の情報共有とは、次の内容が考えられます。
  - ・ 当該児童生徒の問題行動についての情報
  - ・ 家庭環境や保護者の養育姿勢についての情報
  - ・ 問題行動等の要因についての情報

- ・児童生徒の生活・行動の改善目標
  - ・改善目標を実現するための計画
- ③ サポートチームのメンバー間において共有する情報が他に漏れないようにすることがサポートチームの活動を効果的に進める上で不可欠なことから、共有情報についての秘密保持を徹底することが大切です。
- ④ なお、公務員や医師など法律上秘密保持義務があるものの間での情報の共有については、情報を共有する機関・個人が共に同種の目的を達成するために情報の共有が必要な場合であれば、そのことを持って直ちに法律上の秘密漏示が該当し、守秘義務違反に問われるものではないと考えられています。

## 6 特別な教育的ニーズのある子ども支援（特別支援教育に向けて）

問題行動や不登校の要因の新たな状況として、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒の場合は、周囲との人間関係が構築できない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、問題行動や不登校に至る事例は少なくありません。

LD、ADHD等の児童生徒は、小・中学校の通常の学級の在籍者の約6%に達し、『学校に行きたいけれど行けない』等の心の問題としてとられることが多く、LD、ADHD等による問題行動や不登校対策は、軽度発達障害との関連からも対応する必要があります。

特別な教育的ニーズのある児童生徒は、学校における「個別指導計画」の策定を土台に特別支援教育推進委員会等で具体的な取組みを検討するとともに、学校では特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校と関係機関との連携を図り、多面的・総合的な機能を発揮する必要があります。

また、幼児及び児童生徒の発達段階に応じた個別の教育支援計画については、関係者間の連携協力のもとに、早期の作成に努めます。

## 7 虐待が疑われる場合の迅速な対応について

近年、生徒指導の事例や不登校の影に「虐待」が疑われるケースもあります。その際、稚内市の『稚内市児童虐待防止対応マニュアル』（平成21年度作成）に基づき関係機関（こども課、児童相談所、警察署）に通報することになります。このことは児童虐待の防止等に関する法律に基づく遵守事項でもあります。

児童生徒の命は、何人も尊重されなければなりません。「虐待」が疑われる場合の対応は、教育的対応とは質の違う『虐待通告』義務が課せられていることを自覚する必要があります。

## 8 おわりに

学校と地域・関係機関との連携を一層強めるために！

日常的に機能する『地域支援ネットワーク』体制を学校毎に設置し、関係機関・団体との連携強化し、下記の取り組みを推進します。

- ① 児童生徒の問題行動や不登校への対応にあたっては、児童生徒が発する「心のサイン」はもとより、発達障害や病気、虐待などを見逃さず、行動の前兆の把握に努めること。そのためには学校と関係機関との間で単なる情報の交換だけでなく、相互に連携して一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要であることを認識し、問題解決にむけたシステムづくりに早急に取り組む。
- ② 学校においては、関係機関との組織的・継続的な連携が重要であることを、教職員一人ひとりが認識する。
- ③ 学校による対応だけで問題解決が困難な場合や複数の機関等の協力を得ることが必要な場合には、関係機関と連携し、個別の児童生徒の問題行動や不登校等に対応し支援を行う「サポートチーム」を組織化し、共通の目的の下で、それぞれの権限等に基づいた対応を目指す。
- ④ 教育委員会は、児童生徒の問題行動や不登校対策の窓口として、日常的に学校と家庭、関係機関との連携を深め、適切な指導・助言（支援）を行うためコーディネーター的な役割を担うための体制整備を行うとともに問題の早期解決に努める。
- ⑤ 教育委員会内部に『教育相談スタッフ会議』・『教育相談プロジェクト会議』を常設し、具体的支援を行う。
- ⑥ 虐待等に代表される事件や事故につながる緊急時対応については「稚内市児童虐待防止対応マニュアル」に基づき迅速に対応する。

稚内市は『子育て平和都市宣言の街』です。

市民ぐるみの子育て運動をめざし、関係機関・団体が日常的に協力・連携し、学校・家庭・地域の教育力を発揮する街づくりを通じて、子どもの健全育成に努めます。